

# 虐待防止へ法改正を

## 元警察官僚弁護士が署名活動

子供の虐待死ゼロを目指し、警察OBの弁護士が児童虐待防止法の改正を求める運動を始めた。元警察官僚の後藤啓二氏(55)は兵庫県弁護士会、写真



で、これまでの豊富な経験から、現行法について「虐待の疑いのある子供の情報共有や

見守り、関係機関の連携が義務付けられていない」と指摘する。趣旨に賛同する支援の輪は犯罪被害者の会や医師らにも広がり、2日には児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ、神戸・三宮センター街で署名活動が行われる。

### 児童虐待防止法改正を求める署名活動のポイント

- ① 虐待情報をデータベースで共有し、児童相談所、市町村、警察が人手を出し合って子供の安否を確認し、保護する
- ② 市町村は居所の分からない子供の情報を共有し、所在の調査や安全確認ができない場合、警察に発見、保護を要請する
- ③ 児童相談所は子供に危険がある場合は積極的に一時保護し、解除するときには警察と協力して安全を確保する
- ④ 医師と市町村が子育てにリスクがある妊産婦の情報を共有し、妊娠中あるいは出産直後から支援を始める
- ⑤ 国や自治体は虐待を受けた子供の精神的な治療やケアを無償で行う

※NPO法人シンクキッズのホームページより

後藤氏は、警察庁でストーカー規制法や児童ポルノ禁止法の立案、制定に携わり、大阪府警生活安全部長などを歴任。退官後はNPO法人「シンクキッズ」子ども虐待・性犯罪をなくす会」を立ち上げ、「法律家が書いた子供を虐待から守る本」(中央経済社)を著すなど、子供にまつわる問題の専門家だ。

これまでも、児童相談所(児相)の人手不足を補う方策として、全国に約8

万人いるとされる地域警察官を活用し、虐待家庭の見守りを行うことなどを提唱している。

こうした中、現行の児童虐待防止法が定める児相や市町村、警察の連携は臨検・捜索など場面が限られており、普段の活動については言及がないと指摘。関係機関が虐待情報を共有し、人手を出し合って対応するよう法改正を求める。

また虐待家庭が引っ越した場合に、転居先で対応できるよう法改正を求める。



児童虐待防止法 平成12年に施行され、虐待の4類型(身体的、性的、ネグレクト、心理的)を定義し、禁止した法律。予防や早期発見に向けた国や自治体の責務を定め、虐待を発見した者に通報を義務づけた。虐待の疑いのある児童を保護するために児童相談所が行う臨検・捜索を許可する裁判官の役割や、警察署長への援助要請についても規定している。

きるよう全国的なデータベースの整備も要請。子育てにリスクがある妊産婦の支援や、虐待を受けた子供の無償のケアや治療も義務づけるよう訴える。

この活動に、日本医師会などさまざまな団体・組織が賛同を表明している。2日の街頭署名には、犯罪被害者の保護に力を尽くしてきた「全国犯罪被害者の会(あすの会)」のメンバーも参加。後藤氏は「子供を虐待から守るのはすべての大人と社会、国の責任」と強調。署名は、シンクキッズのホームページ(<http://www.thinkkids.jp/>)でも募集しており、集めた署名は12月、安倍晋三首相宛てに提出する。